

此もを撰し以て天地の事を見れば海も亦

神代の事其甚法愛に神も亦大皇國に傳其

傳記日本紀の二卷に於て其

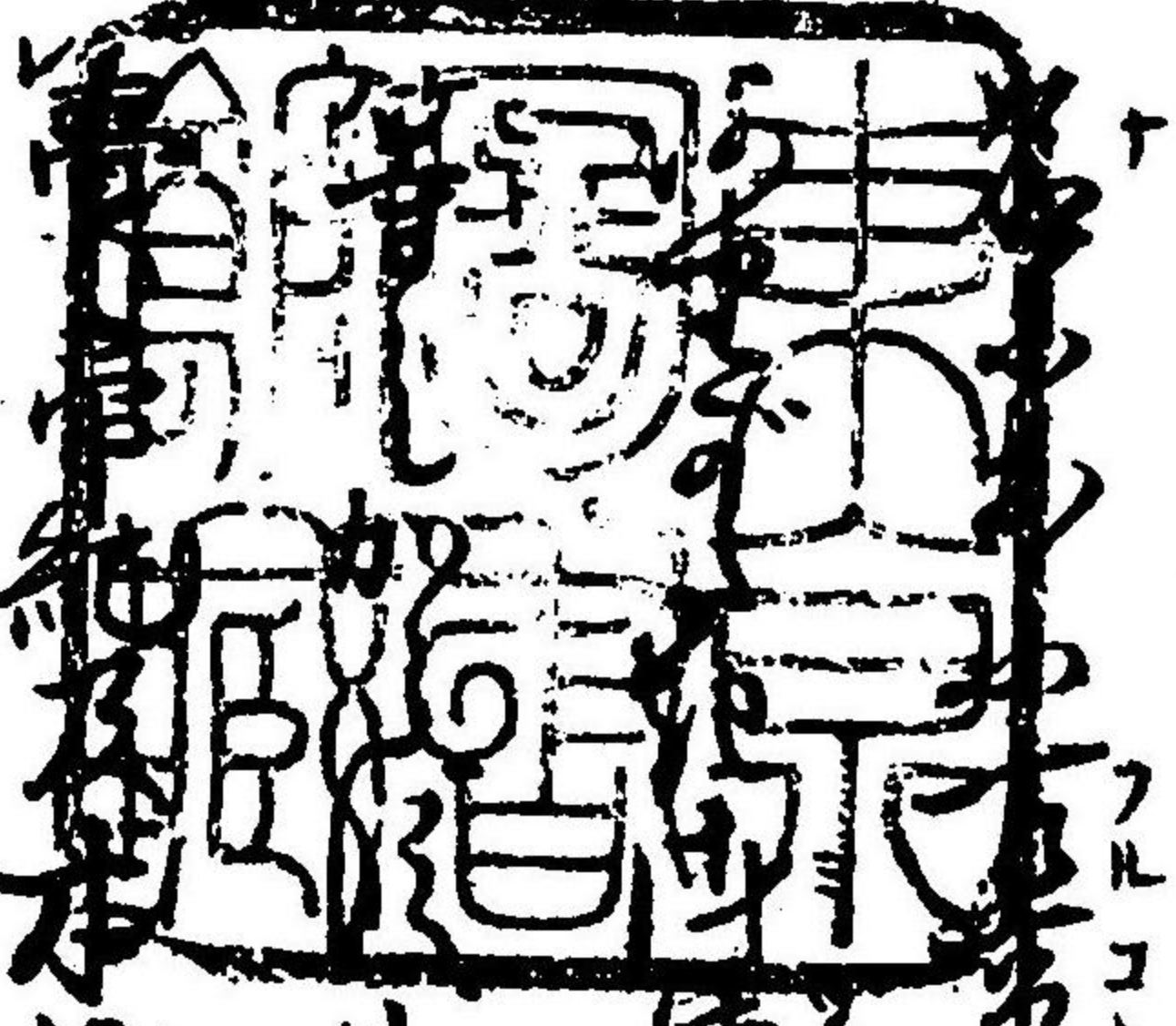
傳ありといふに其傳の傳

も古事記の序に朕年述其

傳既述に實多加事傳

傳を別と實を定めたまは

或神の所名あり神の所業を









法皇神代の御傳を記し  
 世のいづれに皇國を貴く志業の日本に  
 さいせよとていふの  
 撰抄を  
 神代記の神典  
 神典抄と題し  
 神典抄の書は神代記の  
 神典抄の書は神代記の

神典抄

小原實風謹撰

天地未割きざる時に高天原は顯ませる神の御  
 名は天之御中主神次は高御産巢日神次は神産  
 巢日神此三柱神は竝隱身の獨神に顯ましき  
 こに虚空は一の物生ま玉状貌言がたし其状漸  
 小渾沌たること鶏の卵の如く溟滓て牙を含め  
 玉其清陽ある物に薄靡て天と化玉重濁まる物  
 ハ淹滞て地と化する然るに國維く浮暗の如く漂



へる時に、天地の間に物生まじ、其狀譬ハ葦牙の  
如く萌騰物モエアガルモノ又因て、化カませる神の御名ハ、宇麻  
志阿斯訶備比古遲神次シアスカヒヒコヂノカミ又天之常立神此二柱神  
も隱身の獨神カシリミ又化カましき上件五柱神次カミ又化カ  
ませる神の御名ハ、國之常立神次クニノトコダシノカミ又豐雲野神此  
二柱神も隱身の獨神カシリミ又化カましき次カミ又化カませる  
神の御名ハ、宇比地邇神次ウヒチニノカミ又妹須比智邇神次イモスヒチニノカミ  
角杙神次ツノグミノカミ又妹活杙神次イモイダグミノカミ又意富丰能地神次イホホトノカミ又妹  
大斗乃辨神次オホトノハシノカミ又淤母陀琉神次ウモトニノカミ又妹阿夜訶志古イモアヤカシコ

泥神次ニノカミ又伊邪那岐神次イナギノカミ又妹伊邪那美神イメイナメノカミ  
神カミ又以下伊邪那美神カミ又以下伊邪那美神カミ  
次カミ又以上伊邪那美神カミ又以上伊邪那美神カミ  
二柱ニノカミ又命ノカミ又命ノカミ  
於是天神諸命コノカミ以て、伊邪那岐命伊邪那美命二柱  
神に、此漂へる地球コノカミを修理固成カミと詔玉カミひて、天沼  
矛カミを賜へて言依し玉カミひきかき二柱神天浮橋カミに  
立して、其天沼矛カミを漂へる地球の真中に差下し  
て、滄海カミを搔探カミすしかば、潮カミおをろくにかきおし  
て、引揚玉ふ時に、其矛の末カミよて滴垂る潮累凝て



島と成る、あまを能基呂島といふ、二柱神其嶋  
よ天降まして、地球の御柱を見立、八尋殿を見立  
玉ひき、あまに伊邪那岐命、其妹伊邪那美命に、汝  
が身、いゝに成まると問、玉ふに、伊邪那美命、吾  
身、いゝに成合ざる處、一處ありと答、玉へ、伊  
邪那岐命、我身、いゝに成合ざる處、一處あり、故  
此、我身の成餘まざる處、汝が身の成合ざる處に  
刺塞て、地球熟成さむと思ふ、いゝにと詔、玉へ  
バ、伊邪那美命、志のよけむと申、玉ひき、あまに、伊

邪那岐命、然らば、吾と汝と、此地球の御柱を行、廻  
逢て、夫婦爲ふと詔、玉ひて、汝、右より廻逢へ、我  
ハ、左より廻逢ふと約、意て、分き、廻て、一面、會玉  
ひき、時、伊邪那美命、先て、妍哉、可愛少男、哀と詔  
玉ひ、後に、伊邪那岐命、阿那邇、夜愛、哀登、賣、哀と  
詔、玉ひ、竟て、後、其妹、子女を言、先て、良むと詔、玉へ  
まじも、久美度、邇おひして、御子、水蛭子、を産、玉ふ  
此、兒、三年におるまで、足、あほ、立む、故、葦船、よ、入て、  
水、の、隨に、流し、去つ、於、是、二柱神、議、玉ひ、つらく、今



我産まし子良む天神の御所は具に奏べしと言  
玉ひて即共は參上て天神の命令を請玉ひき於  
是天神の命以て太占はト相て勅玉ひつらく是  
ハ女を言先しによきて良む還降て改め言へし  
教へ玉ひき故反降まりて更は地球の御柱を先  
の如往廻り玉ひ伊邪那岐命まづ妍哉可愛少女  
袁と詔玉ひ後は妹伊邪那美命の形ふ為やえせ  
とふを詔玉ひ竟て御合まして御子淡路之穗  
之狹別島を熟み次は伊豫の二名の島を熟み玉

ひき此島ハ身一にして面四あり面毎は名あり  
故伊豫國を愛比賣といひ讚岐國を飯依比古と  
いひ阿波國を大宜都比賣といひ土佐國を建依  
別といふ次は筑紫の嶋を熟玉ふ此島も身一  
して面四あり面毎は名あり故筑紫國を白日別  
といひ豊國を豊日別といひ肥國を建日向日豊  
久士比泥別といひ襲國を建日別といふ次は壹  
伎島を熟亦名を天比登都柱といふ次は對馬を  
熟亦名を天之狹手依比賣といふ次は隱伎の三



早島を熱亦名を天之忍許呂別次は佐渡嶋を熱  
次は日本豊秋津嶋を熱亦名を天之御虚空豊  
秋津根別といふ、あづ熱ませる國八島ふる故に、  
大八嶋國といふ、然後は吉備兒嶋を熱亦名を建  
日方別といふ、次は小豆嶋を熱亦名を大野手比  
賣といふ、次は大嶋を熱亦名を大多麻流別とい  
ふ、次は女嶋を熱亦名を天一根といふ、次は知訶  
島を熱亦名を天之忍男といふ、

實風按、天神諸命以て、伊邪那岐命、伊邪那美  
命、二柱神に、此漂へる地球を修理固成と詔玉

ひて、天沼矛を賜ひて、言依し玉ひき出の御  
傳に、能々心を用ゐて、致い見るべし、平田翁の  
説は、神代紀の書に、天初判一物在於虚中の  
状貌、難言と然るに、此貌難説、天地有る共、  
初、桑出たり、然るに、此貌難説、天地有る共、  
現、桑出たり、然るに、此貌難説、天地有る共、  
く、しかつ、白地に、言の、此貌難説、天地有る共、  
如く、故、物、の、此貌難説、天地有る共、  
らぬ、賜へ、し、天沼矛を、此貌難説、天地有る共、  
とて、賜へ、し、天沼矛を、此貌難説、天地有る共、  
む、賜へ、し、天沼矛を、此貌難説、天地有る共、  
ハ、賜へ、し、天沼矛を、此貌難説、天地有る共、  
る、賜へ、し、天沼矛を、此貌難説、天地有る共、  
か、賜へ、し、天沼矛を、此貌難説、天地有る共、  
志、賜へ、し、天沼矛を、此貌難説、天地有る共、  
も、賜へ、し、天沼矛を、此貌難説、天地有る共、



地を、  
成嶋を、  
其物を、  
一國を、  
成玉、  
熱ふ、  
成に、  
海中、  
に現、  
出を、  
記を、  
てあ、  
熟ふ、

地球を、  
成嶋を、  
其物を、  
一國を、  
成玉、  
熱ふ、  
成に、  
海中、  
に現、  
出を、  
記を、  
てあ、  
熟ふ、

地球を、  
成嶋を、  
其物を、  
一國を、  
成玉、  
熱ふ、  
成に、  
海中、  
に現、  
出を、  
記を、  
てあ、  
熟ふ、

地球を、  
成嶋を、  
其物を、  
一國を、  
成玉、  
熱ふ、  
成に、  
海中、  
に現、  
出を、  
記を、  
てあ、  
熟ふ、

地球を、  
成嶋を、  
其物を、  
一國を、  
成玉、  
熱ふ、  
成に、  
海中、  
に現、  
出を、  
記を、  
てあ、  
熟ふ、

油の、  
島あ、  
後河、  
て、  
賜ち、  
てし、  
滑を、  
ふき、  
川、  
二柱、  
神

油の、  
島あ、  
後河、  
て、  
賜ち、  
てし、  
滑を、  
ふき、  
川、  
二柱、  
神

油の、  
島あ、  
後河、  
て、  
賜ち、  
てし、  
滑を、  
ふき、  
川、  
二柱、  
神

油の、  
島あ、  
後河、  
て、  
賜ち、  
てし、  
滑を、  
ふき、  
川、  
二柱、  
神

油の、  
島あ、  
後河、  
て、  
賜ち、  
てし、  
滑を、  
ふき、  
川、  
二柱、  
神



















日靈貴尊と稱も、是は天照大御神よまはれおるに、次に産  
に月神を産玉ふ、御名を月夜見尊と稱も、次に産  
ませる神の御名は、建速須佐之男命こゝに天照  
大御神自然御光華明彩ましくて、地球内は照徹  
きて、亦月讀尊も其光彩しきこと日神よ亞里故  
伊邪那岐命、伊邪那美命二柱、神大く歡むして、我  
御子多ありといへども、産生て産の末に、類おく  
奇靈は異しき三柱の貴御子得たりと詔玉ひて、  
即其御頸珠之玉緒母由良邇取由良辺志て、頸珠御

の名を御倉柵天照大御神に賜ひて詔玉はく、汝  
之神といふ命は高彼園原を知らせし言依し玉ひき、次に月夜  
見命に、汝命は滄海原潮之八百重を知らせし言依  
し玉ひき、次は建速須佐之男命に、汝命は天下を  
知らせし言依し玉ひき、かき天照大御神は御言依

しのもに、高天原よ昇り玉ひき、  
實風按に古事記の傳は、伊邪那美命、火神を産  
玉ふに、おて神遊玉ひし、伊邪那岐命の戀  
を被浴玉ひて、夜見國よ追往玉ふ、御身の穢  
と傳ふほど、絶妻之誓を、伊邪岐、伊邪那、玉ひ美、二柱、神、須  
泉、平、城、も、て、絶、妻、之、誓、を、伊、邪、岐、伊、邪、那、玉、ひ、美、二、柱、神、須







ハ、彌都波能賣神ミヤツハネノメノカミ神カミハ水然ミヅノカミて伊邪那美命イザナノミノカミハ遂スガま  
神カミ避ヒましき故ユヘ伊邪那岐命イザナノヒノカミ詔ミコトコトワセ玉タマとく愛アイくしき我ワレ  
那ナ通トウ妹イモ命ノカミや子コの一ヒト木キに易ヨクつる加カもと詔ミコトコトワセ玉タマひて、  
御ミコト枕マク方カタは匍ク匍クひ、御ミコト足タラシ方カタにちらばひて、哭ナク玉タマふ御ミコト  
涙ナミダに成ナリませる神カミの御ミコト名ナハ、泣ナク澤サハ女メ神カミハ、  
に坐イマ神カミ於ニ是ニ伊邪那岐命イザナノヒノカミ御ミコト佩カケせる十ト拳クワ劔ツルギを拔ヒキ玉タマ  
ひて、其ソノ御ミコト子コ迦カ具ク土ツチ神カミを刺ス玉タマふに、其ソノ御ミコト刀ヤタガヒの鋒ササに  
著ツクる血チノ天安河邊テンアンガハノヘの湯津石村ユヅイシムラに多オホむしりてつきて、  
成ナリませる神カミの御ミコト名ナハ、石イシ拵ササ神カミ次ツギは根ネ拵ササ神カミ次ツギは石イシ  
成ナリませる神カミの御ミコト名ナハ、石イシ拵ササ神カミ次ツギは根ネ拵ササ神カミ次ツギは石イシ

箭ヤ之ノ男ヲ神カミ次ツギは御ミコト刀ヤタガヒの本ホは著ツクる血チノも五百箇磐石イハヒトツツノイハシ  
に走ハシ就ツクて成ナリませる神カミの御ミコト名ナハ、速ハヤ日ヒ神カミ次ツギは捷ハヤ  
速ハヤ日ヒ神カミ次ツギは捷ハヤ建タケ御ミコト雷カミナリ神カミ亦モの御ミコト名ナハ、建タケ布フ都ツ神カミ亦モの  
御ミコト名ナハ、豊トヨ布フ都ツ神カミ亦モの御ミコト名ナハ、經ツル津ツ主ヌシ神カミ次ツギは御ミコト刀ヤタガヒ  
の手テ上ウヘに集ツクる血チノ手テ僕ヒコよる漏シ出デて成ナリませる神カミの  
御ミコト名ナハ、閻ミコト添ツク加カ美ミ神カミ次ツギは閻ミコト御ミコト津ツ羽ハ神カミ上ウヘに件ツク石イシ拵ササ神カミ  
御ミコト刀ヤタガヒを天アメ之ノ尾ビ羽ハ張ハりて伊邪都美イザノツクミ尾ビ羽ハ張ハりて伊邪都美イザノツクミ  
實ミコト風フエ按オシま伊邪那岐命イザナノヒノカミ此ココ地チ球ツクを熱アツク玉タマの大神オホノカミの、天アメ  
諸モロ神カミ等ナラを此ココ地チ球ツクの天アメ河邊カハノヘの湯津石村ユヅイシムラに多オホむしりてつきて、  
を刺ス玉タマふ其ソノ血チノの、天アメ河邊カハノヘの湯津石村ユヅイシムラに多オホむしりてつきて、







津見 於是伊邪那岐命神遊まし、其妹伊邪那美命を相見まく思欲して、黄泉國は追往玉ひて、伊邪那美命の生も殿戸に至りたまも時は、伊邪那美命生てし時のむと出迎玉ひき、故伊邪那岐命語りひ玉てく、愛しき我汝妹命吾と汝と修理し國未だ作竟むのきば、還まさねと詔玉ひき、あゝに伊邪那美命悔しきかも速く來まさばて、己は我ハ黄泉火喫しつ、然ども愛しき我汝夫命入來ませる事の畏けきば、還せ取むせ且は具は黄泉神

と論ぢむ我を勿見と白して、其殿内は還入ませる間いと久しくて、伊邪那岐命待のね玉ひき、故左の御美豆良は刺せる、湯津々間櫛の男柱一とまかきて、一火燭して入視まも時に、伊邪那美命の御身膿沸き虫多加禮斗呂々岐て、御頭は、大雷居玉、御胸は、火雷せ玉、御腹は、黒雷居玉、御陰は、拵雷せ玉、左の御手は、若雷居玉、右の御手は、土雷せ玉、左の御足は、鳴雷居玉、右の御足は、伏雷せ玉、并て八種の雷神成せ玉、於是



伊邪那岐命もを見畏て逃還まを時其妹伊邪  
那美命いふを契し言は違ひ我は辱見せ玉ひ  
つと申して即黄泉醜女を遣して追留まつ里き  
故伊邪那岐命黒御髪を取て投棄玉ひしかど即  
蒲萄子と化き醜女是を拾ひ食間も逃行まをを  
猶追しかば其右の御髻を刺せる湯津々間櫛を  
引のきて投棄玉へば笋生里き醜女まは是を拔  
食間も逃行ましき且後は其八雷神も千五百の  
黄泉軍を副て追しめき故伊邪那岐命御佩せる

十拳劔を抜て後手に振つゝ逃來ませる道の邊  
の大樹を對て尿爲玉へば即巨川と成ぬるに  
追者等其川を渡らむと徊らふ間も逃延玉ひて  
黄泉比良坂の坂本も到ませる時に其坂本も桃  
樹あり其桃子三と里て待撃玉ひしかば悉も逃  
返りき於是伊邪那岐命桃子も詔玉てく汝我を  
助しごとと葦原中國もあらむる顯しき青人草  
の苦瀬も落て患惚む時も助てよと告玉ひて意  
富加牟豆美命といふ名を玉ひき最後も其妹伊



邪那美命御自追來まして、其黄泉平坂より引塞置  
し千人引石を中に置いて、相對立して、族離あむと  
絶妻誓を建も時、伊邪那美命愛しき我那勢命  
かく爲玉ちび、汝貴の國の人草、一日は千頭絞殺  
むと申玉へば、伊邪那岐命愛しき我那邇妹命然  
爲玉ちび、吾ハ一日は千五百産屋立てむ、族負む  
詔玉ひて唾吐く時、成ませる神の御名ハ速  
王之男神次は拂ふ時に成ませる神の御名ハ黄  
津事解之男神とませむ、是以一日に必む千五百人生  
一日は必む千五百人生

追布しによせて、道敷大神とも申む、亦黄泉平坂  
よ塞きまし石ハ、道反大神とも亦塞坐黄泉門大  
神とも申む、

實風按は黄泉平坂を記す所謂黄泉比良坂者  
今謂出雲之伊賦夜坂也、亦紀伊所謂泉津平  
坂者不復別處所但臨死氣絶之際是之謂歟  
書せざるハ後世人の偽り、是之謂歟  
らざるハ、故に黄泉國を論らむ、先哲等ハ與美  
能久通と故に、見國即ち月の國あり、此言ハ、  
國おき、夜見國、即ち月の國あり、此言ハ、  
か書しに、説あるを、或在の紀、或ハ祝詞ハ、根、  
國おき、夜見國、即ち月の國あり、此言ハ、







ハ不須也凶目志許米岐織國に到て在けて故吾  
ハ大御身の禊せふと詔玉ひて、筑紫日向の橘小  
門の阿波岐原に到坐て、襖袂爲玉ちむと屯るに  
まづ投棄る御杖は成ませる神の御名ハ、衝立船  
戸、神次に投棄る御帯に成ませる神の御名ハ道  
之長乳遠、神次に投棄る御裳に成ませる神の御  
名ハ、時置師、神次に投棄る御衣に成ませる神の  
御名ハ、和豆良比能宇斯、神次に投棄る御禪は成  
ませる神の御名ハ、道候、神次は投棄る御冠に成

ませる神の御名ハ、飽咋之宇斯、神次に投棄る左  
御手の手纏に成ませる神の御名ハ、奥疎、神次に  
奥津那岐佐毘古、神次は奥津甲斐辨羅、神次は投  
棄る右御手の手纏は成ませる神の御名ハ、邊疎  
神次に邊津那岐佐毘古、神次に邊津甲斐辨羅、神  
次に上瀬ハ瀬速し、下瀬ハ瀬弱しと詔玉ひて、  
初て中瀬は墮潜て滌き玉ふ時、顯ませる神の  
御名ハ、大禍津日神、亦八十禍津日神と申也、此神  
ハ彼の織き繁國に到まし、時の污垢は因せて



成ナきル神カミあリて、次ニ其ノ禍ガを直スさむとして、顯ルませ  
る神ノの御名ハ、神直日神カミナホヒノカミ、亦モ大直日神オホナホヒノカミと稱スも、次ニ  
伊豆イヅ熊賣神クマウメノカミ、次に水底ミヅソコに滌スぎ玉タマふ時に、あ祓ハませ  
る神ノの御名ハ、底津綿津見神ソコツツミツミノカミ、次に底筒之男神ソコツツノヲノカミ、次  
又マタ水中ミヅナカに濯スぎ玉タマふ時に、顯ルませる神ノの御名ハ、中  
津綿津見神ナカツツミツミノカミ、次に中筒之男神ナカツツツノヲノカミ、次ニ水ミヅ上ウヘに  
玉タマふ時に、あまませる神ノの御名ハ、上津綿津見神ウヘツツミツミノカミ、  
次ニ上筒之男神ウヘツツツノヲノカミ、此レ三柱ミツハしらの綿津見神ツミツミノカミ、阿曇連等アトムノミヤコトノミヤコト  
命ノの連ミヤコト等ノ孫ミヤコトノミヤコトあリて、亦モ三柱ミツハしらの筒之男神ツツツノヲノカミ、宇都志日金前ウツツシヒツキノミヤコト  
命ノの孫ミヤコトあリて、亦モ三柱ミツハしらの筒之男神ツツツノヲノカミ、宇都志日金前ウツツシヒツキノミヤコト

大オホ神カミ於ニ是ニ建速須佐之男タケハヤヒノヲノカミ、命ノ其ノ御父母ミコトノミヤコトノミヤコトの言コト依リし玉タマ  
へる國クニを治シさば、神性カミノサマシ勇悍イサキタカクく、殘害ツクシガハする事コトを好コトみ、國クニ  
中ナカの人民タタヒ大死オホシせむもの多オホクあて、一日ヒトヒ食物ケツモノを大宜オホカ  
都比賣神ツヒメノカミと乞ヒ玉タマひきこゝに、大宜都比賣神オホカツヒメノカミ、鼻ハナ口クチ  
及ツ尻シラよて、種々タタタの味物アジモノを取出トクして、くさくさくツクツク作ツク具ツグて  
饗進ウケマシする時に、速須佐之男タケハヤヒノヲノカミ、命ノ其ノ態シヤウを立タテ窺ノゾひて、穢汚ケガレ  
物モノを我ガに進奉マシると忿イカリ玉タマひて、即ツ大宜都比賣神オホカツヒメノカミを  
殺コロし玉タマひきこゝに、殺コロさえ玉タマへる神ノの御身ミコトノミヤコトに生ナ  
まスる物モノハ、御頭ミカサは牛馬ウシウマ生ナり、御眉ミマユ上ウヘに蠶カミあり、御眼ミメ

手



に稷生也、御耳に粟あり、御鼻は小豆生也、御腹に  
稻あり、御陰に麥生あり、御尻は大豆生也、於是  
神産靈御祖神其所爲を聞して、御使を天降らし  
て、其神靈及其生出し、種々の物を取しめ玉ひき、  
故遣さきし天熊大人、天降て悉く取て持還てて  
獻上る時に、天照大御神歡喜玉ひて、是は顯見青  
人草の食て活べき物ありと詔玉ひて、其稗粟麥  
豆を陸田つ種とし、稻を水田つものとして、始て  
天狹田長田に殖玉ひき、亦養出の籾を口内は含

て糸を抽みとを得玉ひき、亦其神靈即ち豊宇氣  
大神をば、御所に齋坐せ奉りたま、此神靈は後皇  
御孫命に副て天  
降し玉、於是須佐之男命八拳須胸前に到るまで  
啼伊佐知伎、其泣玉ふ状は、青山を枯山如き泣枯  
し河海も悉く泣乾しき、是以惡神の音おひ進蠅  
あり、皆沸萬の妖悉く發りたま、故伊邪那岐大神須  
佐之男命に、何とかも汝は言依せる國を知らさ  
むと、哭いさちると問玉へば、速須佐之男命我は  
母國根之堅洲國は罷むと欲ふが故に哭ありと



申玉ひきこゝに伊邪那岐大神大く御倉玉へて、  
然らば汝ハ此國に勿住と詔玉ひて、神逐まやり  
ひ玉ひきさて伊邪那岐大神ハ神功既ま畢へ高  
天原に登り復命奏して、日之少宮に留まましぬ、  
於是速須佐之男命高天原ま參上りて、御姉尊天  
照大御神ふも請奉りて、根國へ罷おむと思欲て、  
天ま參上りたまむ時に、山海悉に動み地球皆震き、  
こま神性の雄健かえこゝに天照大御神聞驚玉  
ひて、我那勢命昇來ませるハ必善心あらば我那高

天原を奪ちむと思ほむにこもあらめと詔玉ひ  
て即御髪を解き、御美豆羅ま纏して、左右の御髻  
まも御髪まも、左右の御手まも、皆八尺句瓊の五  
百津の御須麻流の珠を纏持して、御背平にハ千  
箭入の鞆を負ひ、五百箭入の鞆をつけ、御臂ハ  
伊都の高鞆を著け、十拳劔を取佩して、弓腹振立  
堅庭ハ向股ま踏那豆美沫雪如も蹶散かして、稜  
威の雄健詰踏多氣備稜威の噴讓を發して、我那  
勢命何ど昇來ませると待問玉へハ、速須佐之男



命答玉てく僕ハ邪心ふし父大神の命以て我哭  
伊佐知流ふとせ問玉ひし故に吾ハ妣國ヲ罷む  
と欲ひて泣と申さるバ父大神汝ハ此國ふハ邪  
屯みをと詔玉ひて神逐まやらひ玉ふ由為に罷  
往むと屯る状を奏奉むとおもひてこそ參上つ  
ま異しき心おしと申玉へバ天照大御神然らバ  
汝ケ心の清明ことハいゝににして知ましと詔玉  
ふに速須佐之男命汝姉命と各字氣比て誓約之  
間に御子生成さむ我生成御子もし女ふらバ濁

心ありと思ほせ若し男ふらバ赤心ありとおぼ  
せと奏して各天安河せ中に置て相對立して字  
氣布時に天照大御神まづ速須佐之男命の御佩  
せる十拳劔を乞取と三段又打折て天真名井に  
振滌て佐賀美邇加美て吹棄る氣吹の狭霧に顯  
ませる神の御名ハ多紀理毘賣命次は市寸嶋比  
賣命次に多岐都比賣命此多紀理毘賣命の亦御  
名ハ奥津嶋比賣命と申  
て亦市寸嶋比賣命の亦の御名ハ狭依毘賣命と申  
謂も此三柱の女神ハ筑紫の宇佐國に天降まし  
て海比道中に奥津宮は市寸嶋比賣命ハ胸形の  
賣命ハ胸形の



中津宮は、多岐津比賣命は胸形の邊津宮は、ま  
まして胸廓君等が伊都伎奉る三前の大神おて  
次に速須佐之男命、天照大御神の左の御警に纏  
せる、八尺句瓊の五百津の御統瓊を乞取て、瓊之  
音瑤々に、天真名井に振滌て、進詰咀嚼て、吹棄る  
氣吹の狭霧に、顯ませる神の御名は、正勝吾勝々  
速日天之忍穗耳命亦右の美々豆良は纏せる御  
統瓊を乞取て、さがみよのみて、吹棄るいぶきの  
さぎでに、顯ませる神の御名は、天菩比命まの御  
鬘にまかせるみまの珠をいひとて、勇詰

にかゝて、吹棄る氣吹の狭霧に、ゆきませる神の  
御名は、天津日子根命亦左の御手におのりる御  
須麻流能多麻を乞取て、佐賀美邇加美而ふきう  
づるいぶきのさぎでに、顯ませる神の御名は、活  
津日子根命亦右の御手に纏せる御統珠をい  
とて、勇詰咀嚼て、吹棄る氣吹の狭霧に、顯ませ  
る神の御名は、熊野久須毘命此五柱の神の中に  
造无邪志國造上荒上國造下荒上國造伊自牟國  
造津嶋縣直土師連江國造等が遠祖志伊次國  
天津日子根命は、代國造馬來田國造湯生連村  
國造海田中直山代國造馬來田國造湯生連村



造周造、造倭造、造高市縣主、造津生、造樹部造等、皆を誅つたやあり。於是天照大御神、速須佐之男命に告玉はく、先に顯ませる三柱の女神ハ、物實汝ガ物ニ因テ顯ませ、故即汝ガ御子あり、後ニ顯ませる五柱の男神ハ、物實我物ニ因テお祓ませ、故自ら我御子ありと詔別玉ひき、如是詔別玉ひしかども、速須佐之男命天照大御神ニ申玉よく、我心清明ガ故ニ我生成せる御子男神を得つ、是よりきて言さば、正哉吾勝と詔玉ひて、勝進備ニ天照大御神の御營田の天

の狹田長田を、春ハ樋放ち、溝埋め、重播き、秋ハ犁刺し、馬伏せ爲玉ひ、亦天照大御神の大嘗聞食も時に、密ニ其殿内ニ屎麻里散しき、然爲玉へども、天照大御神ハ咎め玉ちじて、屎亦モハ酔テ吐散せしこと、かくあつらめ、亦田の畔毀溝埋るハ、地を新ししことをあくしつらめと詔直玉へども、猶其惡事止むて、天照大御神の忌服屋ニ坐まして、神御衣を織らしめ玉ふ時、其服屋の頂を穿て、天班馬を逆刺し、もちぎて投墮入る時に、天衣織女

玉



見驚て機より落ち持たる梭よ身を傷しむ故天  
照大御神見畏之御慍玉ひて天石屋戸を開て刺  
許母理ましき即高天原皆暗く葦原中國悉よ  
闇し故常夜往き荒振神の喧聲ハ狭蠅如も皆沸  
き萬の妖悉よおのる是以八百萬神天安河原  
よ神集ひく日神を天石屋より出し奉るべき  
方を議るに高皇產靈神の御子思兼神よ思謀ら  
しめて常世の長鳴鳥を集へて鳴しの亦天安河  
の天堅石を取て天金山の鐵を取て鍛冶天津麻

羅を求て眞名鹿の皮を全剥よちぎて天羽鞞を  
作て伊斯許理度賣命に科せて日神を招奉るべ  
き日象の八咫鏡を作らしめ玉祖命に科せて八  
尺句瓊の五百津の美須麻流之珠を作らしめ天  
兒屋命布刀玉命せして天香山の眞男鹿の肩を  
全拔よぬきて天香山の天波々迦をとて占合  
麻迦那波しめて天香山の五百津眞賢木を根許  
士よ掘て上枝に八尺句瓊の五百津の御統玉を  
取著け中枝に八咫鏡を取掛け下枝よ白和幣青



和幣を取垂て、此種々物ハ、太玉命布刀御幣と取  
持し、天兒根命ハ布刀詔戸言神祝々々、天手刀男  
神、天石戸の掖、隠立して、天宇受賣命、天香  
山の天籬を襪、かけ、天真坂樹を鬘とし、天香山  
の小竹葉を手草に結ひ、茅纏を副持て、天石屋  
戸に槽伏て、踏登、杼呂許志神懸して、胸乳をかき  
いて、裳緒を陰處、押垂、巧、俳優も、故高天原  
動、て、八百萬神諸共、咲ひき、於是天照大御神  
共祝詞を聞食して、大御心、此頃人多に請申セ

とも如是言の麗美、あらば、怪しと、おもほして  
天石屋戸を細のに開け、内よ、詔玉へる、我隠  
坐、因、て、天原自ら、聞、葦原中國も、皆くらけ  
む、思、ふ、を、何、ど、て、天宇受賣、樂、鳥、ま、る、八百萬  
神諸共、咲、ふ、を、問、せ、玉、へ、ば、天宇受賣、命、汝、貴  
命、益、て、貴神、いま、を、の、ゆ、ゑ、に、喜、咲、樂、ぶ、と、白  
し、き、如、是、ま、を、問、よ、天兒屋、命、太玉、命、其、招、奉、る  
御鏡を指出して、天照大御神に見せ奉る時、其  
石屋戸を觸て、小瓊著き、其瓊、今、失、せ、ぞ、是、ハ、伊  
勢、神宮に、齋、奉、る、大神也



天照大御神逾奇と思ほして、稍戸よ也出玉ひて  
臨坐時に、其隱<sup>シ</sup>ヲ立<sup>ス</sup>せる天手力男神大御手を取  
まつりて引出奉<sup>ル</sup>里<sup>キ</sup>、即布刀玉命端出繩<sup>ヲ</sup>を其御  
後方<sup>ニ</sup>に控<sup>メ</sup>度<sup>シ</sup>して、此處<sup>ヨ</sup>に内<sup>ニ</sup>に、形<sup>ノ</sup>へていりま  
しむと白<sup>シ</sup>しき、故天照大御神出玉ふ時に、高天原  
も葦原中國もおのづから照<sup>テ</sup>明<sup>ス</sup>せき、於是八百萬  
神共議<sup>シ</sup>て速須佐之男命に、千位置<sup>ニ</sup>戸<sup>ヲ</sup>を科<sup>セ</sup>其被<sup>シ</sup>  
具<sup>ヲ</sup>を責<sup>メ</sup>徴<sup>シ</sup>又鬚<sup>ヲ</sup>を切<sup>リ</sup>又手足の爪<sup>ヲ</sup>を抜<sup>キ</sup>しめ、手の爪  
を手末<sup>ノ</sup>の善棄物<sup>ト</sup>とし、足の爪<sup>ヲ</sup>を足末<sup>ノ</sup>の惡棄物<sup>ト</sup>  
と

も、遂<sup>ニ</sup>に神逐<sup>ラ</sup>々<sup>ニ</sup>ひき故逐<sup>ラ</sup>ちえて天降<sup>リ</sup>まして、出雲  
國の肥河上<sup>ニ</sup>おる鳥髮地<sup>ニ</sup>に到<sup>リ</sup>ましき、此時しも箸  
其河上<sup>ヨ</sup>に流<sup>レ</sup>下<sup>リ</sup>すき、於是速須佐之男命其河上  
に人ありと<sup>思</sup>ほして、尋覓<sup>シ</sup>上<sup>リ</sup>ていでまし、  
かば老夫<sup>ト</sup>と老女<sup>ト</sup>と二人ありて、少女<sup>ヲ</sup>を中<sup>ニ</sup>に置<sup>キ</sup>  
泣<sup>キ</sup>おる、速須佐之男命其門<sup>ニ</sup>に立<sup>テ</sup>して汝等<sup>ハ</sup>誰<sup>カ</sup>ぞ  
と問<sup>ヒ</sup>玉<sup>ヘ</sup>バ、其翁<sup>ハ</sup>僕<sup>ハ</sup>地祇<sup>ニ</sup>大山津見<sup>ノ</sup>神の子<sup>ナリ</sup>と  
僕<sup>ノ</sup>名<sup>ハ</sup>足名<sup>推</sup>妻<sup>ガ</sup>名<sup>ハ</sup>手名<sup>推</sup>女<sup>ガ</sup>名<sup>ハ</sup>掃<sup>稻</sup>田<sup>ノ</sup>  
姫<sup>ト</sup>と謂<sup>フ</sup>し、まをせむ亦汝等<sup>ノ</sup>の哭<sup>ク</sup>由<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>何<sup>ノ</sup>の由<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>ぞ



と問玉へバ僕女元來八少女あてきつりに高志  
の八侯遠呂智毎年よ來て喫けし今もき來ぬべ  
き時あるが故よ泣おてと申も亦其形ハ如何狀  
にかと問玉へバ彼ガ眼ハ赤加賀知如して身一  
よして頭ハつ尾ハつあま其身ハ蘿及檜根生ひ  
其長さ谷ハ谷峯ハ峯を度りて其腹を見まバ常  
も悉よ血爛たると白虫ころりに速須佐之男命其  
翁よ此少女ハ汝ガ女あらバ我よ進奉むやと詔  
玉へバ恐りまど御名を知らじと申せば吾ハ天

照大御神の伊呂勢よて今天よて降たましつと  
答玉へバ老夫も老女も然坐バ恐し獻むと白し  
き故速須佐之男命即そのせとめを湯津爪櫛に  
化為て御美豆良よ刺して其足名推手名推神よ  
詔玉えく汝等衆集を抹て彌釀之酒を醞じ且垣  
を作り廻し其垣よ八門を作て毎門よ八の佐受  
伎を結ひ其假度おとに酒船を置き其船おとに  
其八志保表里の酒を盛りて待てよと教へ玉ひ  
き故命のまにく設備て待時にかの八侯大蛇ま  
三九



ことに言しかばと來つ、即槽毎オモクカシラに各頭オモクカシラを垂入て  
其酒を飲ノミき、於是飲醉ニヒて皆伏ミナシ寝たミ。即速須佐之ハヤスサ  
男命御佩ミカせる十拳トツナ劍ツルギを抜ヌキて、其大蛇オホノビを切散キリ玉玉  
ひしハのバ、肥河ヒカ血ケを變ナリて流ナき、其中尾ナカノビを切玉キリふ  
時、御劍ミツルギの及少ハハシ毀カケき、怪オモシと思オモほして、御劍ミツルギの鋒サキもて、  
刺割サシて見ミゆるハ、玉タマへハ、都牟刈ツムギ之ノ大オホ刀タチあり、故ユ  
此大コノ刀タチを取トらして、神靈物カミノミコトぞと思オモほして、我ワガ何ニぞ  
私シを取ト置オケむやと、言イハ玉タマひて、天照大御神アマテラスの御所ミトに  
言イハ上ノて、獻奉ケテマツリき此大刀ノの本名ハ、天アマ兼ト雲クモ劍ツルギと常に雲氣ノあり、

吾ワガ故コトは、名ナつケたミしミ、日本武尊ヤマトノミコトに至イて、名  
を改カめ、草薙クサナヒ劍ツルギと去、今尾張國イミナリノクニ愛知郡アイチノクニ熱田宮ネツタノミヤは  
坐イすミ、大神オホノカミは、又マタ大蛇オホノビを判ワカし、劍ツルギの名ナは、天アマ蠅ト、於是  
速須佐之男命ハヤスサノミコト其攝シヤク稻田比賣イヌイノヒメと、御合交ミカヒナヒ爲ナむ宮地ノチ  
を、出雲國イセノクニに求モトぎ玉タマひて、須賀地スガノチに到イまシて、吾ワガ此  
地ノチに來キまして、吾心ワガココロ清スガ々クしと、詔ミコトノコト玉タマひて、其地ノチの形カタ  
も宮ミヤを造ツク作シて坐イまシりル、故コト此ノ宮ノ地ノを今に此速  
須佐之男命ハヤスサノミコト須賀宮スガノミヤ作始ツクリハジメ玉タマひし時トキ、其地ノチより雲クモ立タ  
騰ノボりキ、かき御歌ミカひ玉タマえク、やくもたついづもや  
へがさつまごみみやへがさつくるをのやへがさ



きを、於是足名推神をめして、汝ハ我宮の首爲と  
と詔玉ひて、号せ稲田之宮主須賀之八耳神と負  
廿玉ひき、故眞髮觸櫛稲田比賣命を以て、久美度  
邇起して産ませる神の御名ハ、八嶋士奴美神亦  
大山津見神の女御名ハ、神大市比賣神は御婚て、  
産ませる神の御名ハ、大年神、此大年神香用比賣  
子御年神亦天知迦流美豆比賣、婚て産ませる御  
御子、奥津日神、次は奥津比賣神、此二柱ハ諸人  
の、も、大主、つ、く、神、次は、秋、那、賣、神、次は、美、豆、麻、使、神、次  
末之、大主、神、此、神、尾、近、淡、海、國、の、比、枝、山、坐、亦、山  
城、國、の、葛、野、松、尾、次、波、比、伎、神、次、羽、山、戸、神  
あ、次、阿、復、波、神、次、波、比、伎、神、次、羽、山、戸、神

次、大、土、神、亦、名、土、之、御、祖、神、亦、此、の、羽、山、戸、神  
大、氣、都、比、賣、神、は、御、合、て、産、ま、せ、る、御、子、若、比、賣、神、次  
次、高、津、日、神、次、若、比、賣、神、次、美、豆、麻、使、神、次  
に、夏、高、津、日、神、次、若、比、賣、神、次、美、豆、麻、使、神、次  
久、紀、若、室、葛、根、神、の、御、子、又、五、十、猛、神、と、謂、也、御  
櫛、ハ、羽、山、戸、神、の、御、子、又、五、十、猛、神、と、謂、也、御  
子、あ、望、此、神、ハ、天、津、木、種、を、六、合、茂、盛、に、播、殖、せ、る  
故、子、有、功、之、神、と、稱、也、然、て、速、須、佐、之、男、命、ハ、遂、に、  
御、母、國、即、根、國、に、罷、入、玉、ひ、き、於、是、八、嶋、士、奴、美、神  
大山津見神の御女、御名ハ、木花知流比賣神は御  
合て産ませる神の御名ハ、布波能母遲久奴須奴  
神、此、神、淤、迦、美、神、の、御、女、御、名、ハ、日、河、比、賣、御、合

主



て、産ませる神の御名ハ、深淵之水夜禮花神此神  
 天之都度閉知泥神子みあひて、産ませる神の御  
 名ハ、淀美豆奴神この神布怒豆怒神の御女御名  
 ハ布帝耳神子御合て、産ませる神の御名ハ、天之  
 冬衣神此神刺國大神の御女御名ハ、刺國若比賣  
 御婚て、産ませる神の御名ハ、葦原色許男神亦  
 御名ハ、八千矛神亦御名ハ、大國主神亦御名ハ、宇  
 都志國魂神亦御名ハ、大穴牟遲神と稱せ、  
 實風按は素戔嗚尊の御子孫記紀の傳大く異  
 別はして其傳の錯乱し、先哲既も論らち也

御功徳歎くふるべし其記よきども其御子孫の中  
 大國主神ハ、素戔嗚尊の御名をば坂の御子孫追伏せ玉ひ亦  
 毘賣命の御名をば坂の御子孫追伏せ玉ひ亦  
 我女去々々我子去々々我子去々々我子去々々我子去々々  
 神の是ハ、我子去々々我子去々々我子去々々我子去々々  
 許神の是ハ、我子去々々我子去々々我子去々々我子去々々  
 嶋篠神の是ハ、我子去々々我子去々々我子去々々我子去々々  
 素戔嗚尊の御名をば坂の御子孫追伏せ玉ひ亦  
 大國主神の御名をば坂の御子孫追伏せ玉ひ亦  
 亦大國主神の御名をば坂の御子孫追伏せ玉ひ亦  
 赤大國主神の御名をば坂の御子孫追伏せ玉ひ亦  
 あり其御子孫追伏せ玉ひ亦  
 の御名をば坂の御子孫追伏せ玉ひ亦  
 佐之男大神の御名をば坂の御子孫追伏せ玉ひ亦  
 詔玉ふと、亦少名毘古葦原色許顯しと白せらる神時と須



神産巢日御祖命の汝葦原色許男命と詔玉ふ  
とよ申せを次よ志るせり、是ハ御有ら歌せ  
玉ふ御名おるが上に、大國主神、亦顯國魂神と  
申せ御名ハ、須佐之男大神の命、令を蒙りて國  
亦顯國魂神と此地球を御領玉ふ此命を蒙りて國  
修理玉ひ此地球を御領玉ふ此命を蒙りて國  
大穴貴の御名ハ、紀の御書に、國作大己貴命と  
あはる如く、國修理ハ、紀の御書に、國作大己貴命と  
稱へるをせし御名ハ、御功徳の貴き故み  
らむとおもひて、かく次第をこし、最後の御名お  
是葦原色許男神御兄弟八十神まじき志るま  
ども皆國ハ大國主神に避奉りまつてし故  
ハ其八十神各稻羽の八上姫を婿ちむ心あて、

共よ稻羽を行はる時に、葦原色許男神に備を  
せ從者し爲て率往き、に氣多の崎に到る時  
裸おる免伏せ、八十神其免は謂けらく、  
汝が身本膚の皮と爲むハ、此海潮を浴風の吹  
くに當てて、高山の尾上に伏てよといふ故其免  
八十神の教るまゝにして伏き、に其潮の乾  
くまにく、其身の膚悉は風は吹折えしからに、痛  
て哭伏き、最後よ來ませる葦原色許男神其免  
を見て、何ぞて汝が泣伏ると問玉へば、答けらく、  
重



は 祇 淤 岐 嶋 在 て、此 地 に 渡 ら ま く 欲 せ ぎ ども、  
わ た ら む よ し 亦 の 更 し け 爲 に、海 の 和 邇 を 欺 き  
て 云 け ら ら く、吾 と 汝 と 族 の 多 少 を、競 べ よ ま む と  
お も ぶ ま づ 汝 の 其 族 の 有 の こ と け 率 來 て、此 嶋  
よ 更 氣 多 崎 まで、皆 列 伏 度 き、吾 其 上 を 踏 て 走 せ  
つ、箕 度 ら む、然 して 吾 族 と 孰 け 多 き と い ぶ ぶ  
こ を 知 む と 言 し 加 ば 欺 えて 列 伏 せ し 時 に、吾 其  
上 を 踏 て よ み 更 せ 更 きて、今 や 地 下 む と せ ぶ  
時 に、汝 の 我 を 欺 え つ と 言 竟 せ ば、最 端 へ 伏 せ ぶ

釋 我 を 挿 ち 悉 け 我 衣 服 を 剥 き、こ き に よ 更 て 泣  
患 し 加 ば 先 だ ち て 行 ませ ぶ 八 十 神 我 患 ぶ を 見  
て、海 潮 へ 浴 ち 風 へ 亦 更 せ て 伏 せ せ し へ 玉 小  
お け け 教 の ぶ と せ し 加 ば、我 身 悉 け 破 傷 え つ と

白 也、於 是 葦 原 色 許 男 神、其 兔 へ 玉 丸 け、今  
急 け 此 水 門 へ 往 き 水 へ 洗 ち 汝 け 身 を 洗 ち 即 其  
水 門 の 蒲 の 穂 せ ち 敷 ち ら して、其 上 へ 輾 轉 せ  
ば、汝 身 本 膚 の 垢 け、差 ぶ ぶ も の ぞ ち 教 玉 へ 故  
教 の ごと せ し 加 ば、其 身 本 の 如 く 亦 更 きて、

番 結 羽



の白兔と云ふものよし、かき其兔白く、彼八十神ハ  
て今、兔神とせり、ふかき其兔白く、彼八十神ハ  
必、む八上比賣を得ず、命を負玉へまど、汝命を得  
玉をむと白き、かく兔の白せるに違ふ、む八上姫  
八十神を答へけらく、吾ハ汝等の言ハ、きかば、葦  
原色許男、神を嫁おむといふ、故八十神怒て葦原  
色許男、神を殺むと共議して、伯耆國の手間山本  
に到て云けらく、此山に赤猪あるあり、和禮共追  
下りおむ、汝待捕き、若し待たらば、汝を殺さむ  
といふて、猪は似たる大石を、火もて焼て、轉し落

しき、故あしちらき、おをの神待捕る時に、其石に  
焼著えて死き、於是其御祖神、哭患て天へ參上て、  
神産靈神の御所へ、蘇生べき術を請玉ふに、即、  
貝比賣と、蛤貝比賣とを遣して、作て活しめ玉ふ  
故、討貝比賣、伎佐宜集して、蛤貝比賣、水をもちて  
母の乳汁と塗しかば、麗壯夫よ成りて、出遊行き  
ら、に八十神見て、且欺て山に率入て、大木を切  
伏矢を、加て其中に入しめ、即其、始たる氷目矢を  
打、離ちて、拷殺しき、故亦其御祖神、哭つゝ、尋求ハ



見<sup>ミ</sup>得<sup>エ</sup>て、即<sup>ス</sup>ち其<sup>ノ</sup>木<sup>ヲ</sup>を拵<sup>ツ</sup>取出<sup>シ</sup>活<sup>シ</sup>して其<sup>ノ</sup>御<sup>子</sup>に告<sup>ス</sup>玉<sup>ヲ</sup>  
をく、汝<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>處<sup>ニ</sup>はあ<sup>ら</sup>ば、遂<sup>ニ</sup>は八十<sup>ノ</sup>神<sup>ヲ</sup>を滅<sup>ス</sup>さ<sup>え</sup>お<sup>も</sup>む  
とのらして、木<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>の大<sup>ノ</sup>屋<sup>ノ</sup>毘<sup>古</sup>神<sup>ノ</sup>の御<sup>所</sup>に、い<sup>を</sup>を  
し遣<sup>リ</sup>玉<sup>ヲ</sup>ひ<sup>き</sup>、於<sup>テ</sup>是<sup>ニ</sup>八十<sup>ノ</sup>神<sup>ヲ</sup>覓<sup>テ</sup>追<sup>ヒ</sup>至<sup>リ</sup>て、矢<sup>ハ</sup>刺<sup>ス</sup>時<sup>ニ</sup>、木<sup>ノ</sup>俣<sup>ニ</sup>  
よ<sup>り</sup>漏<sup>レ</sup>逃<sup>レ</sup>ま<sup>り</sup>て去<sup>リ</sup>玉<sup>ヲ</sup>ひ<sup>き</sup>、故<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>御<sup>祖</sup>神<sup>ヲ</sup>其<sup>ノ</sup>御<sup>子</sup>に教<sup>ス</sup>  
玉<sup>ヲ</sup>をく、須<sup>佐</sup>之<sup>ノ</sup>男<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>の坐<sup>ま</sup>も、根<sup>堅</sup>洲<sup>國</sup>に參<sup>向</sup>よ、  
必<sup>ズ</sup>其<sup>ノ</sup>大<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>議<sup>ヲ</sup>玉<sup>ヲ</sup>ひ<sup>お</sup>むと、言<sup>フ</sup>玉<sup>ヲ</sup>、故<sup>ニ</sup>命<sup>ノ</sup>の隨<sup>ハ</sup>  
速<sup>須</sup>佐<sup>之</sup>男<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>の御<sup>所</sup>に參<sup>到</sup>しか<sup>ら</sup>ず、其<sup>ノ</sup>御<sup>女</sup>須<sup>勢</sup>  
理<sup>毘</sup>賣<sup>命</sup>出<sup>見</sup>て、目<sup>ヲ</sup>合<sup>シ</sup>て相<sup>婚</sup>ま<sup>し</sup>て、還<sup>入</sup>て、其

御<sup>父</sup>に甚<sup>ニ</sup>麗<sup>シ</sup>しき神<sup>參</sup>來<sup>つ</sup>と申<sup>玉</sup>へば、其<sup>ノ</sup>御<sup>父</sup>の  
大<sup>ノ</sup>神<sup>ヲ</sup>出<sup>見</sup>て、此<sup>ハ</sup>葦<sup>原</sup>色<sup>許</sup>男<sup>ト</sup>謂<sup>フ</sup>神<sup>を</sup>と告<sup>ス</sup>玉<sup>ヲ</sup>ひ  
て、即<sup>チ</sup>喚<sup>入</sup>ま<sup>り</sup>て蛇<sup>ノ</sup>の室<sup>ニ</sup>に寢<sup>し</sup>め玉<sup>ヲ</sup>ひ<sup>き</sup>、於<sup>テ</sup>是<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>妻<sup>ヲ</sup>  
須<sup>勢</sup>理<sup>毘</sup>賣<sup>命</sup>蛇<sup>ノ</sup>の比<sup>禮</sup>を其<sup>ノ</sup>夫<sup>ニ</sup>授<sup>テ</sup>言<sup>フ</sup>玉<sup>ヲ</sup>をく、  
其<sup>ノ</sup>蛇<sup>ハ</sup>咋<sup>む</sup>とせば、此<sup>ハ</sup>比<sup>禮</sup>を三<sup>度</sup>ふ<sup>り</sup>て、打<sup>撥</sup>ひ玉<sup>ヲ</sup>  
へと教<sup>へ</sup>玉<sup>ヲ</sup>よ、か<sup>き</sup>せしへの<sup>ハ</sup>おと<sup>と</sup>志<sup>たま</sup>ひ<sup>し</sup>か  
ば、蛇<sup>ハ</sup>おのづ<sup>ら</sup>ら<sup>ら</sup>静<sup>ま</sup>し故<sup>ニ</sup>は平<sup>寝</sup>て出<sup>玉</sup>ひ<sup>き</sup>、亦  
來<sup>日</sup>の夜<sup>ハ</sup>、吳<sup>公</sup>と蜂<sup>ト</sup>の室<sup>ニ</sup>に入<sup>り</sup>玉<sup>ヲ</sup>ひ<sup>し</sup>せ、且<sup>ニ</sup>  
吳<sup>公</sup>と蜂<sup>ト</sup>の比<sup>禮</sup>を授<sup>テ</sup>、先<sup>の</sup>おと<sup>と</sup>教<sup>へ</sup>玉<sup>ヲ</sup>ひ<sup>し</sup>  
玉<sup>ヲ</sup>



由是に平出玉ひき亦鳴鏑を大野の中に射入  
て、其矢を採らしめ玉ふ故其野に入まを時に即  
火をもて其野を焼廻らしつこゝに出る處を知  
ざる間に鼠来ていひはるハ内ハ富々良々外ハ  
須々布々かくいみゆるに其處を踏しかば落入  
隠りし間も火ハ燒過ぬるゝに其鼠其鳴鏑を咋  
持出來て進まき其矢羽ハ其鼠の子等皆喫た  
ま、於是其妻須勢理毘賣命を帯具を持て哭つゝ來  
まし其御父の大神も己ハ死ぬと思ほして其野

に出立せば即其矢を持て進る時、殿ハ率入  
て八田間の大室ハ喚入て其御頭の虱を取せ玉  
ひき故其御頭を見まバ吳公多のまきありに其  
妻密に牟久の木實ハ赤土とせ其夫ハ授玉ふが  
故又其木實を咋破マ赤土を舎て唾出玉へバ其  
大神吳公を咋破マて唾出まと思ほして御心に  
愛く思ほして御寢ましま、於是其大神の御髪を  
引りて其室の椽ごとに結著て、五百引石を其室  
戸ハ取塞て其妻須勢理毘賣命を負ひ其大神の



生大刀、生弓矢及天詔琴を取持して、逃出まを時  
に、其天詔琴木を拂て地動鳴き、故其御寢ませる  
大神聞驚かして其室を引仆し玉ひき、然まども  
椽を結る御髪を解も間に遠く逃玉ひき、故黄泉  
比良坂まで追到まして、遙に望げて葦原色許男  
神を呼て詔玉をく、其汝が持有る生大刀生弓矢  
以て、汝が庶兄弟の八十神等を、坂の御尾に追  
伏せ、亦河の瀬に追撥ひて、意禮大國主神とあり  
亦宇都志國魂神と爲りて、其我女須勢理毘賣を

嫡妻とあして宇迦の山の山本に底津石根の宮  
柱布刀斯理高天原に氷椽多迦斯理て居ま、是奴  
よと告玉ひき、故其大刀弓矢をもて、彼八十神を  
追避る時に、坂の御尾に追伏せ、河の瀬毎に  
あひちらひて、國修理始玉ひき、こゝに因幡の八  
上比賣、先の期の婆と美刀阿多波志都故其八  
上比賣を率來ましつまども、其嫡妻須勢理毘賣  
命の嫉妬し玉ふを畏て、其産ませる御子を、  
木俣に刺狭て返ましき、故其御子の御名を木俣



神と申も此ハ千矛神高志國の沼河北賣を御婚  
に幸行し時其沼河北賣の家は到きて御歌をし  
玉ちくやちほひのかみのこととハヤしまくに  
つまんだらぬても國くししの人にはさし  
めをあらとまのしてくもしめをあらとまのし  
てさよぞひにあまたしよぞひみちあやかよほ  
せだちがきものまじよかぎておまひをも  
たぞの係がせと免の船きやいとよとまをぶら  
ひアがぬもつぎひつづらひアのたつせが

あせやうにぬえと船きせぬつやまがべしと  
よむふまのちをうけにおくくれくもふく船  
るまののちよとあむうちや免りせ候いしたあ  
やちまき船づつひのとのかんまびともふとば  
於是其沼河北賣いまじ戸を開きて内よと歌ひ  
けらくやちほひのかみのことぬえうかのめ  
ふしあをがびのうらむものもやまをしまふ  
なまちとくにあめちのちあまたあらむも  
いのちふせなまひをこしたあやあまを



づるひこのかへおぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへ  
ひがかりおぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへ  
のきこひのえきておぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへ  
あまゆきのわらゆるもなをるるたまたま  
ふらむまへおぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへ  
ちねさむせあやたふこへおぼしむかへおぼしむかへ  
みのこおとこおぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへ  
合玉おぼして明日夜御合爲玉ひき亦其嫡妻須  
勢理毘賣命甚く嫉妬し玉ひき故其夫神おびて

出雲よき大和國に上りあさむとして御装束し  
立も時に片御手ハ御馬の鞍よかけ片御足ハ其  
鐙よ踏入き玉ひて御歌もし玉ちくぬだうまは  
くらきみけしおぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへ  
るもきこひのえきておぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへ  
にぬきしておぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへ  
たにさやまをひたきつとるおぼしむかへおぼしむかへ  
おぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへ  
まがしおぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへおぼしむかへ



此に於ては御座り申す事なきに御座り申す事  
の御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
の御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
けと御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
とも御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
あらはれ申す事なきに御座り申す事なきに  
らに御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
ぞ、於是其嫡妻大御酒坏を取して立より指擧て、  
御歌をし玉とく、庭ちほらばかよのらとよや

の御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
まの御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
かくの御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
の御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
たに御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
かよの御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
たまの御座り申す事なきに御座り申す事なきに  
の御座り申す事なきに御座り申す事なきに



如是歌玉ひて宇伎由比して、宇那賀氣理豆今に  
至まで鎮坐も、こを神語此大國主神胸形の奥津  
宮よ坐多紀理毘賣命よ御合て、産ませる御子阿  
邇鉏高日子根神次よ高比賣命亦の御名ハ下光  
比賣命亦神屋楯比賣命にみあひて、産ませる御  
子八重事代主神亦沼河北賣の産ませる御子ハ  
健御名方神あり、於是大國主神出雲國の御大之  
御岬よ坐時に、天之羅摩の枯皮を舟とし、比牟志  
の皮を内剥よちぎて、衣服として、浪の穂よと歸

來る神あり、其名を問とも答む、亦御從の神  
等に問ちまきども、皆知もと白き、こゝに谷蟻白  
さく、こハ久延毘古必も知てむと申也、即久延毘  
古を召て問も時に、此ハ神産巢日神の御子少名  
毘古那神ありと白き、故使を天に遣して、天神の  
御所よ申上し、るハ、神産巢日御祖命をハ實よ我  
御子あり、御子の中に我手候あり、漏し御子あり、  
汝葦原色許男命、其少名毘古那命、兄弟あり、  
其地球を修理固成せよと詔玉ひき、故勅命



のまに大穴貴命、少彥名命、二柱相並むし  
て、此地球を作堅の玉ひき、亦顯見蒼生及畜産の  
ために、其病を治療方を定め、亦鳥獸昆虫の災異  
を拂むたのに、其禁厭之法を定玉ひき、然後又大  
己貴命、少彥名命よ、吾と汝と修理まゝる國善成ま  
るや否やと問玉へば、少彥名命或は成あて、或は  
成ざるありと答玉ひき、故後よ少彥名命ハ熊野  
之御碕より、遂に常世國に渡りましまし、此少名昆古那命を  
顯白せりし、謂ゆる久延昆古、今山田の曾  
富騰し、いふものあり、此神ハ足ハ行ぬども、天下

の事を盡に知まざる故、大國主神愁まして、吾獨し  
て何よ能く此國を作む、孰神と與に、此國を相作  
らましと言玉ひき、是時海原を光して、依來る神  
あり、其神告玉、我在むハ汝よく此國を作成  
むや、我御前を能く治てバ、我ともにく相作成て  
むもし、志あらばハ國成難おむと白し玉ひき、故  
大國主神然らバ、汝ハ誰を、亦其治む状ハ、いかに  
ぞと問玉へバ、其神答玉、我ハ是汝ガ幸魂奇  
魂あり、吾セハ大和の青垣東の山上に、齋奉まじ



告玉ひき、坐<sup>イハ</sup>御<sup>ミ</sup>諸<sup>シヨ</sup>山<sup>ヤマ</sup>上<sup>ノ</sup>に於<sup>コト</sup>是天<sup>アメノ</sup>照<sup>テラス</sup>大<sup>ス</sup>御<sup>オホ</sup>神<sup>ミカミ</sup>の勅<sup>オホ</sup>  
命<sup>ミコト</sup>以<sup>モ</sup>て、豊<sup>トヨ</sup>葦<sup>アシ</sup>原<sup>ハラ</sup>之<sup>ノ</sup>千<sup>チ</sup>秋<sup>キ</sup>長<sup>ナガ</sup>五<sup>イ</sup>百<sup>ヒャク</sup>秋<sup>キ</sup>之<sup>ノ</sup>水<sup>ミヅ</sup>穗<sup>ホ</sup>國<sup>クニ</sup>ハ、我<sup>ワガ</sup>御<sup>ミ</sup>  
子<sup>コ</sup>正<sup>マサ</sup>勝<sup>カチ</sup>吾<sup>ガ</sup>勝<sup>カチ</sup>々<sup>カチ</sup>速<sup>ハヤ</sup>日<sup>ヒ</sup>天<sup>アメノ</sup>忍<sup>ニホ</sup>穗<sup>ホ</sup>耳<sup>ミミ</sup>命<sup>ノミコト</sup>の知<sup>シラ</sup>さむ地球<sup>チキウ</sup>と、  
言<sup>コト</sup>依<sup>ヨ</sup>し玉<sup>タマ</sup>ひて天<sup>アメノ</sup>降<sup>コソ</sup>し玉<sup>タマ</sup>ひき、こゝに天<sup>アメノ</sup>忍<sup>ニホ</sup>穗<sup>ホ</sup>耳<sup>ミミ</sup>命<sup>ノミコト</sup>  
天<sup>アメノ</sup>浮<sup>ウキ</sup>橋<sup>ハシ</sup>よ立<sup>タ</sup>して、逆<sup>サカ</sup>に臨<sup>ミ</sup>聰<sup>ソウ</sup>玉<sup>タマ</sup>ひて詔<sup>ミコト</sup>玉<sup>タマ</sup>をく豊<sup>トヨ</sup>葦<sup>アシ</sup>  
原<sup>ハラ</sup>之<sup>ノ</sup>水<sup>ミヅ</sup>穗<sup>ホ</sup>國<sup>クニ</sup>ハ甚<sup>シク</sup>く佐<sup>サ</sup>夜<sup>ヤ</sup>藝<sup>ギ</sup>豆<sup>マメ</sup>有<sup>アリ</sup>祁<sup>チ</sup>理<sup>リ</sup>と詔<sup>ミコト</sup>玉<sup>タマ</sup>ひて、  
更<sup>サ</sup>よ還<sup>カヘ</sup>て上<sup>ホ</sup>らして、其<sup>ソノ</sup>有<sup>アリ</sup>状<sup>サマ</sup>を具<sup>ツク</sup>に天<sup>アメノ</sup>照<sup>テラス</sup>大<sup>ス</sup>御<sup>オホ</sup>神<sup>ミカミ</sup>に  
奏<sup>マツ</sup>し玉<sup>タマ</sup>ひき、於<sup>コト</sup>是高<sup>タカ</sup>皇<sup>ミカド</sup>産<sup>ムスビ</sup>靈<sup>スベ</sup>神<sup>ノミカミ</sup>、天<sup>アメノ</sup>照<sup>テラス</sup>大<sup>ス</sup>御<sup>オホ</sup>神<sup>ミカミ</sup>の勅<sup>オホ</sup>命<sup>ノミコト</sup>  
以<sup>モ</sup>て、天<sup>アメノ</sup>安<sup>ヤス</sup>河<sup>カハ</sup>の河<sup>カハ</sup>原<sup>ハラ</sup>に、八<sup>ヤ</sup>百<sup>ヒャク</sup>萬<sup>マン</sup>神<sup>ノミカミ</sup>等<sup>タチ</sup>を神<sup>カミ</sup>集<sup>ツク</sup>ひに集<sup>ツク</sup>

へて詔<sup>ミコト</sup>玉<sup>タマ</sup>をく、葦<sup>アシ</sup>原<sup>ハラ</sup>中<sup>ナカ</sup>國<sup>クニ</sup>ハ我<sup>ワガ</sup>御<sup>ミ</sup>子<sup>コ</sup>の知<sup>シラ</sup>さむ國<sup>クニ</sup>と、  
言<sup>コト</sup>依<sup>ヨ</sup>し玉<sup>タマ</sup>へる地球<sup>チキウ</sup>を、然<sup>シカ</sup>るに其<sup>ソノ</sup>國<sup>クニ</sup>ハ千<sup>チ</sup>早<sup>サ</sup>振<sup>フ</sup>荒<sup>アラ</sup>  
振<sup>フ</sup>國<sup>クニ</sup>神<sup>ノミカミ</sup>等<sup>タチ</sup>の多<sup>オホシ</sup>在<sup>アリ</sup>と、おもふに、何<sup>ナニ</sup>の神<sup>ノミカミ</sup>を使<sup>ツカ</sup>えし  
て平<sup>ヘ</sup>定<sup>ニ</sup>おむと詔<sup>ミコト</sup>玉<sup>タマ</sup>ひき、於<sup>コト</sup>是<sup>ニ</sup>思<sup>オモ</sup>金<sup>カネ</sup>神<sup>ノミカミ</sup>よ思<sup>オモ</sup>えしめ、  
八<sup>ヤ</sup>百<sup>ヒャク</sup>萬<sup>マン</sup>神<sup>ノミカミ</sup>々<sup>カチ</sup>議<sup>ギ</sup>々<sup>カチ</sup>て、天<sup>アメノ</sup>菩<sup>ホ</sup>比<sup>ヒ</sup>神<sup>ノミカミ</sup>ハ傑<sup>スレ</sup>たる神<sup>ノミカミ</sup>あり、是<sup>コレ</sup>  
遺<sup>ツク</sup>し玉<sup>タマ</sup>へてむと申<sup>マウ</sup>しき、あま天<sup>アメノ</sup>菩<sup>ホ</sup>比<sup>ヒ</sup>神<sup>ノミカミ</sup>を降<sup>コソ</sup>遣<sup>ツク</sup>つ  
まば、即<sup>スナハチ</sup>大<sup>オホ</sup>國<sup>クニ</sup>主<sup>ノミカミ</sup>神<sup>ノミカミ</sup>に媚<sup>ヒ</sup>附<sup>ケ</sup>て、三<sup>ミ</sup>年<sup>ネン</sup>を經<sup>ツク</sup>まども復<sup>オホ</sup>命<sup>ノミコト</sup>  
奏<sup>マツ</sup>さば、是<sup>コレ</sup>以<sup>モ</sup>て高<sup>タカ</sup>御<sup>ミ</sup>産<sup>ムス</sup>巢<sup>ネ</sup>日<sup>ヒ</sup>神<sup>ノミカミ</sup>、天<sup>アメノ</sup>照<sup>テラス</sup>大<sup>ス</sup>御<sup>オホ</sup>神<sup>ミカミ</sup>亦<sup>モ</sup>諸<sup>シヨ</sup>  
神<sup>ノミカミ</sup>等<sup>タチ</sup>に問<sup>トヒ</sup>玉<sup>タマ</sup>をく、葦<sup>アシ</sup>原<sup>ハラ</sup>中<sup>ナカ</sup>國<sup>クニ</sup>よ遣<sup>ツク</sup>せる天<sup>アメノ</sup>菩<sup>ホ</sup>比<sup>ヒ</sup>神<sup>ノミカミ</sup>久<sup>キウ</sup>



しく復命奏さざり亦何きの神を使してバ吉けむ  
あゝに思兼神オモヒカミ子思オモヒとしめてニナ愈ニナ白く天津國玉神  
の子天若日子アマノワカヒコハ壯神タカシあり遣してむと申しき故  
高御産巢日神天若日子に天之麻アマノマ迦カ古コ弓ユミ天之波  
波矢ハヤを賜タマヒひて遣しき於是天若日子其國ミクニは降カ到ト  
て即大國主神の御女下照ミコメノシメ姫ヒメを娶ムスむ亦其國を獲  
むと慮オモヒりて八年ヤトに至いたるまでかへりて亦モ奏ウラさざりて  
き故天照大御神高皇産靈神亦諸神等に問玉ト  
く天若日子久ヒサしく復命カガリませざらば亦何きの神を

遣して天若彦アマノヒコグ淹留ヒシク所由トコロヨリを問ト志しめむと問玉トひ  
き於是諸神等及思兼神オモヒカミ皆白く是ハ國神クニノカミは強禦ヒコシ  
者ありて久ヒサしく復命カガリ奏ウラさざりや名鳴雉ナメキニシを遣ツカ  
して往候てむと白シラむ故遣カレツカせば此雄雉コノヲ飛降トビて粟ア  
畑ア豆畑マを見て則留スナチトモリて遂ツに返カらば故復名鳴雉カレタナメキニシ  
を遣ツカむ時に勅ミコトノリ曰イハ汝ニ行キて天若彦アマノヒコは問トむ狀サマハ汝ニせ  
葦原中國アシハラノクニは使ツカをせるゆゑハ其國ミクニの荒振神アラビノカミ等トモを  
平定ヒラニ和ハせとあり何ナニをも八年ヤトにあるまで復命カガリ奏ウラ  
さざりと問トへと詔玉ミコトノリひき故女メ雉ニシ天アメより降カ到トて



天若彦が門カドある湯津ユヅ香木カツキの上ウヘに居イて委曲ウヅクに天アメ  
神カミの勅命チクメイのごと訂ツきこゝに國神クニカミ天佐アメノサ具賣グメ此鳥コノトリ  
の言コトを聞キて天若彦アメノハコは語カクけらく此鳥コノトリハ其鳴ソノナリ音甚コトイハ  
惡アクシし射殺イコロシ玉イハへねと云イヒ進スまば即ツ天若彦アメノハコ天神アメノカミの賜タマヒ  
へる天アメノ之波ノハ士シ弓ユミ天アメノ之加ノカ久ク矢ヤを以モて其雉ソノキバシを射殺イコロシ  
しつゝこゝに其矢ソノヤ雉ノの胸ムネより通トりて逆サカに射イ上アゲら  
えて天安河アメノヤカハの河原カハラましましませ、天照大御神アメノミコ高木タカキ  
神カミの御所ミヤに逮イタまき、高木タカキ神カミと稱ナひ高御産タカミウマ故高コト  
木キ神カミ其矢ソノヤをとらして見ミそふをききば其矢ソノヤの羽ハ



欠

MISSING



妻子等此神を見て皆哭て、我子ハ死むて阿里け  
里我君ハ死むてましけ里といふて、手足ヲ取加  
の里て哭悲こき如此過てる故ハ、此神天若日子  
の容姿にいとよく相似し由るに過てるお里け  
里於是味耜高彥根神大怒玉ひて、我ハ愛しき友  
あまこる弔來つと何れも吾を織き死人よ比ふ  
るといひて御佩せる十掬劔名ハ大葉刈を抜て、  
其喪屋を切伏せ足もて蹶離玉ハ即ち山とお  
ま里、河上ある美濃國の藍見河の故阿遲斯伎多迦比



古根神コネノカミ念オモて飛去トビサ又玉ふ時に其殯場ウツリノミは居玉ふ其  
伊呂妹高比賣命イロノイメノタカヒメノミコト丘谷ウカヤは映光ウツクミく容貌カホホの花艶ハナノイロしき  
御兄ミケイの其御名ミナを顯ウツさむと思オモひて、歌ウタひけらく、何  
め形カタもやおと多オホふはるの、うねが海ウミもたまはみ  
まきまき、みきまきるに、あまふまきまきや、みきまきに、ゆき  
たらくを、あぢききたるのひさねの、かみぢや、亦歌オモひ  
はらく、あまぢきある、ひさつめは、いそらもせと、  
いしかは、いそぢちか、ぶちに、あまを、まきまきし、  
めろよしよ、まきまきまき、いしかま、いそぢち、  
歌ウタ

於是天照大御神高氣神亦曷神ミコトを遣ツてぞ  
吉ユキにむこ詔ミコト玉へば思兼神及諸神等オモイカミノカミノミコトノミコト白シロけらく、天  
安河アノカハの河上カハノカミの天石屋アメノイシヤは坐イマス名ナは伊都イツ之尾羽張神ノオノハハリノカミ  
亦オモの名ナは天尾羽張神アメノオノハハリノカミ是遣コトべし、若モし此神コノカミあらば  
其神コノカミの御子ミコ、建御雷タケノミカヅチノカミ之男神ノノカミ是遣コトべし、其天尾羽  
張神ハリノカミは天安河水アノカハノミヅを逆サカに塞ヒキ上アゲて道ミチを閉居ヒキバ、他神オノカミ  
行ユキを得エねバ、別ワカは天迦久神アメノカキノカミを遣ツして問トべしと  
白シロしき、故コト天迦久神アメノカキノカミを使ツして、天尾羽張神アメノオノハハリノカミに問ト玉  
ふ時に、恐カシし仕奉ツクむ然シカまども此道コノミチは、僕子オノコ建御タケノミ  
天



雷神を遣へしと白して、即貢進至き故天鳥船神  
亦名ハ武夷鳥神を建御雷神ヲ副て遣しき是以  
此二柱神出雲國の伊那佐の小濱に降到て、十拳  
劔を抜て地に逆は刺立て、其劔のさきに足組居  
て、大國主神は問玉をく、天照大御神高木神の勅  
命以て問に使せり、汝が宇斯波祁流葦原中國  
ハ我御子の知さむ國と言依玉へ玉、汝意如何避  
奉るや否やと問ふに、大國主神答まつらく僕ハ  
元申さじ我子ハ重事代主神是白をへきと鳥の

遊び取魚して、三穗の碕に往て未還來ねバ、使を  
遣して我子に問て、復命申さむと白して、即熊野  
諸手船を、使稻背脛を乗せて遣して、高皇產靈神  
天照大御神の勅命を、事代主神に問玉へバ、答玉  
をく、今天神の勅命あり、恐し我父此國をバ、天神  
の御子に獻玉玉へ、我亦違ひ奉らじと申して、即  
乗らせる船を踏頃ハ、天逆手を拍て、八重の青柴  
垣を打成して、隱玉ひき、故使者還て復命申  
しき、於是建御雷神大國主神に、今汝が子事代主



神如此避奉了ぬ亦白むべき子ありやと問玉へ  
バ答玉えく我子建御名方神あり此を除てハ無  
しかく白し玉ふせましも其建御名方神千引石  
を手末に攀げて来て誰ぞ我國に来て忍々かく  
ものいふ然らバ力競せむ我先建御雷神の御手  
を取らむといふ故其御手を取しむまば即立氷  
よ取あし亦劔刃に取成しつ故懼きて退居る建  
御名方神の手を取むと乞歸して取まば若葦を  
取るかばと極批きて投離玉へバ即逃去を追往

て信濃國の諏訪湖に迫到りて殺むと志玉ふ時  
に建御名方神申つらくかしこし我を殺む此  
地を除てハ他處に行む亦我父大國主神の命に  
違じ兄八重事代主神の言よ違じ此葦原中國ハ  
天神の勅命の隨獻むと申しき故二柱神還來ま  
して亦大國主神よ問玉えく汝子等事代主神建  
御名方神二神ハ天神の勅命のまじく違まじと  
申しぬ汝心いのにをと問玉ひき於是答まつら  
く我怙めまし子等二神既よ避まつまば僕も違



じ、勅命の隨顯露事ハ、天神の御子治玉ふべし、我  
ハ退て幽事治む、唯我住所をバ、天神の御子の天  
津日繼知しめさむ、登陀流天之御巢如て、底津石  
根に宮柱布斗斯理高天原に氷木多迦斯理て治  
賜ハ、我ハ百足らば八十垵手に隠て侍ひお  
む、若し我防禦奉らば、我子等百八十神ハ必も強  
禦奉むせ、八重事代主神神の御尾前と爲て、仕  
奉らむ、還神ハあらば、然まども今岐神を薦めむ、  
此神我に代て仕奉るべしと白して、瑞八尺瓊

と取持して、長よ隱坐、故二柱神岐神を郷導し  
して、國中悉く周りて、荒振神等を平定和し、石根  
樹根草片葉も言止めて、星神香々背男も遂に服  
ひき、故武甕槌神返參上りて、葦原中國言向和平  
ある狀を復命奏賜ひき、於是天照大御神空氣神  
の命以て、大國主神の請せし隨に、出雲國の多藝  
志の小濱に、天日隅宮を造るに、柱ハ太く高く、板  
廣く厚く、千尋榜繩も、百八十結に結固めて、瑞  
の御舎造仕て、水門神の孫櫛八玉神を膳夫とし



て、天御饗進る時に禱白て、櫛八玉神鷄に化して、  
海底に入て底の塩を咋出て、天八十平瓮を作り、  
て、海布の柄を刈て燧白を作ど、海尊の柄を燧杵  
又作りて、火を鑽出で申けらく、此我燧まきる火ハ、  
高天原より神産巢日御祖命の登陀流天之新巢  
之凝烟之八拳垂麻豆焼舉地下ハ底津石根も焼  
凝して、拷繩の千尋繩打延釣せる海人が大口の  
尾翼鱧佐和佐和に控依せあげて、折竹の登遠々  
とをりに、天真魚咋進むと申き、即天總日神をとし

て此神を祭らせ玉ふ、於是天照大御神高皇産靈  
神の命以て、御子正哉吾勝々速日天忍總耳命に  
詔玉とく、今葦原中國平定訖ぬと白き、既又言依  
し玉へ里しおりに、天降まして知しめせと告玉  
へば、天忍總耳命の申玉とく、我御子天邇岐志國  
邇岐志天津日高日子番能邇々藝命を以て、我に  
代て降べしと申玉ひき、此御子ハ御父天忍總耳  
命高木神の御女天萬栲幡千幡姬命に御合玉ひ  
て、先に天降まさむと御装束爲玉ひし間、産玉



ふ御子あり、亦此御子に懋たちて、産ませる御子の御名は、天照國照彦火明命と謂も、こゝに尾藏連故皇祖高氣神特に憐愛玉ひき、於是御子天忍穗耳命の白し玉ふまに、天照大御神高木神の命以て、皇御孫彦火瓊々杵尊に詔科せて、豊葦原水穗國ハ、汝知さむ國ありと言依し玉ふ、故命の隨天降ませ、天津日繼の御隆、天地と窮す無あるべしと詔玉ひて、曾し天石屋戸は遠岐斯八尺勾瓊八咫鏡、及天聚雲劍を賜ひて、天照大御神詔玉ハ

く、此鏡ハ專ら我御魂として、御殿を共みし御床を同にして、我御前を齋くがごとく、伊都伎奉き、亦常世思金神、天石門別神を副へ、亦天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、并て五伴緒を支加て、天兒屋命、布刀玉命に、汝ニ柱神ハ大宮内侍ひて、御前の事を取持て、奏べし、亦我高天原に、聞食も、齋場の稻穂を以て、御食の種と、爲まべしと詔玉ひて、豊宇氣毘賣神の神魂を副て、賜へき、於是彦火瓊々杵尊、天降ませ、むとむる



時に、天之八衢に一神あり、其神の鼻の長さ七咫  
をかて、背の長さ七尺餘と、眼ハ八咫鏡のごと光  
赫きて、上ハ高天原を光し、下ハ葦原中國を光せ  
且、故高皇產靈神、天照大御神の命以て、天宇受賣  
命に、汝ハ手弱女あまきども、伊向神と面勝神と、  
故專汝往て問むハ、我御子の天降まさむと、  
道せ、誰をかて居と問へと、詔玉ひき、故天鈿女  
命、其胸乳を露よし、少笑て、勅命のごと問玉ふ時  
に、其神答白さく、僕ハ國神名ハ、狹田毘古神あり、

如此出居ゆゑハ、天神御子天降まむと聞つる也  
ゑに、御前に仕奉むとして、參向侍ふと申玉ひ  
き、こゝに天鈿女命、汝ハ何處に到む、亦皇御孫命  
ハ何處に到まさむと問へば、天神の御子ハ、筑紫  
の日向の襲の高千穂の標、觸峯に天降まさむ、我  
ハ伊勢狭長田五十鈴の川上に到べしと答玉ひ  
き、於是高皇產靈尊、眞床覆衾を、皇御孫日子番能  
邇々、藝命に覆ひ奉りて、天石座を離ち、天八重棚  
雲を押分、稜威の風別に道別て、天浮橋に宇岐士



麻理多比良邇多々斯て天降まむ時に、天忍日命  
天石鞞を取負ひ、稜威高鞞を取著け、頭推大刀を  
取佩き、天波士弓を取持ち、天真鹿兒矢を手狭み、  
天津久米を帥て、御前に立して仕奉き、即猿田彦  
神の白せしまに、筑紫日向の襲の高千穂の久  
士布流多氣に天降ましき、於是、齊完の空國を、頓  
丘から國覓通て、吾田長屋の笠狭の碕に到ま  
む時に、其地に神あり、事勝國勝長狹といふ、亦名  
ハ鹽土老翁の御子あり、故皇御孫命、其神に此

地ハ誰ケ國をと問玉へば、是ハ長狹に住る國也  
至然まども、今皇御孫命に獻らむと申しき、於是  
皇御孫命詔玉ハ、此地ハ朝日の直刺國、夕日の  
日照國也、故此地を甚吉地と詔玉ひて、底津石  
根に宮柱布斗斯理高天原に、氷楲多迦斯理て坐  
ましき、上件天、觀屋命ハ、中臣連等、祖布刀玉命  
ガ祖、伊斯許理度賣命ハ、鏡作連等、祖玉祖命ハ  
玉祖連等、祖天忍日命ハ、大伴連等、祖祖祖祖祖  
さて皇御孫命、天宇受賣命に詔玉て、我天降ま  
む御前に立て、導仕奉し、猿田毘古大神を、汝現



したまは、期しごと送まつき、亦其神の御名ハ、汝  
負て仕奉まきと詔玉ひき、是以其神の御名を、負以  
て姓とふし、後女君と呼こし、是亦、此後田彦神  
ましける時に、漁して比良夫貝、其底に沈居玉、昨合さ  
えて、海潮に沈溺玉ひき、故其底に沈居玉、昨合さ  
の御名を、底彦御魂と申し、其海阿和佐久都の  
御名を、沫左久多都御魂と申し、其阿和佐久都の  
御魂を、まよせむ、於是天鈿女命、後田彦神を送りて  
還り来て、即悉に、贍廣物、贍狭物を、追聚りて、汝等  
ハ、天神の御子に仕奉むやと問ふ時に、諸魚等皆  
仕奉むと白む中、に海鼠、白さむ、故天鈿女命、海鼠

に對ひて此口や答せぬ、口といふて、小刀をもて  
其口を拵き、のき今に海鼠、是以御世、御世嶋の速  
費獻る時に、後女君等に給ふ、亦、然して、後皇御  
孫天津日高日子、番能、邇々、藝命、笠沙碕に遊幸ま  
せる時に、秀起浪、穗之上に、八尋殿を立て、手玉も  
玲瓏、よ、組織る、少女あり、故汝ハ、誰ガ、女をと問玉  
へ、其少女我ハ、大山津見神の女名ハ、神阿多都  
比賣、亦名ハ、木花之佐久夜毘賣と申玉ひき、亦汝  
ガ、兄弟阿里やと問玉へ、我姉の石長比賣あり



と申玉ひき亦我汝に目合せむと思ふハ奈何と  
問玉へバ、吾ハえまをさび僕父大山津見神を白  
むと答玉ひき、是以其父大山祇神に乞ひ遣しけ  
る時に、大歡喜玉ひて其姉石長比賣を副て、百取  
机代之物を持志めて進まこゝに皇御孫命、其姉  
ハ甚見醜よよアて、見畏みて返送玉ひて、唯其弟  
木花開耶姫をのみ留て一夜御婚しつ、於是大山  
祇神石長姫を返し玉へるを大く恥忿て申送玉  
ひけるハ、我女二人竝て進るゆゑハ、石長姫を遣

してバ、天神の御子の御命ハ、雨零風吹ども恒經  
ある石おして、常石は堅石にいませ、亦木花開耶  
姫を使してバ、木花の榮おして、さのえいませと  
誓ひて進まき、然るを今石長比賣を返し玉ひて、  
木花之佐久夜毘賣獨留玉ひつまバ、天神の御子  
の御壽ハ、木花の阿麻比能微まさおむと申しま  
亦石長比賣も恥恨て唾あつ、皇御孫命我を食  
け玉へる、今より以後、顯見人皆の命ハ、木花如に  
轉ひ衰へおむと詛志玉ひき、故御世御世の天皇



命等の御壽も、亦世の人皆の命も長からざる縁  
あり、然後、木花之佐久夜毘賣命參出て申玉い  
く、妾身をも今臨産べき時におゐぬ、此天神の  
御子を私に産奉るべきにあらば、故申と白玉ひ  
き、於是皇御孫命の詔玉をく、佐久夜毘賣一宿哉  
姪める復天神の御子といへども、何ぞよく一夜  
の間、人にせして娠せむや、汝が姪めるは我御子  
よ非を、必も國神の子よこそあらめと詔玉へば、  
木花之開耶姬命、大く忿恨玉ひて誓玉なく、吾姪

める御子若し國神の子あらむは、産事幸かり  
じ、天神の御子にまさば、火も害事なく、眞幸く坐  
おむと申して、即戸無き八尋殿を作して、其殿内  
入玉ひて、土もて塗塞て、御子産まを時に方とて、  
火を其殿に著て産ましき、故其火の盛りに焼る  
時に、産ませる御子の御名は、火照命、亦の御名は  
火須勢理命、此此の御名也、其火の焼衰る時に、産ま  
せる御子の御名は、火遠理命、亦の御名は、天津日  
高日子穗々手見命、如此産竟玉ひて、後御母神吾







弟の山佐知を、持て山に入、獸を覓に、遂に獸の  
乾迹も見、亦御弟其御兄の海佐知を以て、魚釣  
もにかつて一尾も得、遂に其釣をさへ失ひ玉  
ひき、於是其御兄火須勢理命山佐知も己が幸々、  
海佐知も己が幸々、今、各佐知を返さむといひ  
て、御弟の弓矢を返して、己が釣を乞ふ時に、御弟  
火折命詔玉ハク、汝が釣ハ魚釣しに、一魚も得、  
て、遂に海に失ひて、きと詔譯玉へども、其御兄強  
に責徴を、き故別は新釣を作、て與ふまどもえ

うけ、其故釣を、ちと、故御弟御佩の十拳劔を  
破、て、五百鈎を作、て償玉へども、取ら、む、千鈎  
を作、て一箕に盛、て、償玉へども、受、て、猶故鈎  
を、得、む、と、責、ら、む、於是火折命患泣つ、吟迷行  
て、海邊に到、ま、を、時に、河鴈羅、嬰、て、困厄、を、故  
御心に憐、れ、お、も、ほ、して、其羅を解、て、放、ち、玉、ひ、き、  
須臾、よ、して、鹽土老翁來、て、汝命の泣患玉、ふ、何  
の所由、を、と、問、け、る、に、答、玉、を、く、我、と、足、と、互、に、幸  
を、易、て、試、し、に、兄、の、幸、鈎、を、失、ひ、し、故、に、多、の、鈎、も  
卒



て償ひ志のども受むて、猶故鉤を得むと責るふ  
又故泣患ふを詔玉ひき、於是鹽土老翁志のら  
バ復おうまひ玉ひを、我汝命の御爲よよく謀ひ  
まさ形と申て、即囊の中の玄櫛を取出して、地よ  
投しうバ湯津竹村と化まき、故其竹を取て間無  
勝間之小船を造りて、火遠理命を其船に載奉て  
放けらく、我此船を押流さむや、暫し往ませバ、  
海中に可憐海路あらむ其道よ乘て往ましおば  
魚鱗のごと造る宮あるべし、をハ綿津見神の

宮あり、其宮の御門よ到ましおバ、傍ふる井上に  
湯津桂木あらむ、其木上にましまさバ、其海神の  
御女見奉りて、相議らむと教まつりき、故教し  
まに、く行ましけるに、實に其言の如くおましる  
バ、即其香木に昇りてましくま、こゝに海神の御  
女豊玉毘賣命の從婢出來て、玉器を、持て水を汲  
むとむる時に、井に光貌あり、仰ぎて見きバ、麗し  
き壯士あり、甚奇異と思ひ見て居るを、火折命見  
玉ひて、其婢に水を得しめよと乞玉へバ、婢即水



と酌て玉器よ入きて進上き、火遠理命水  
をば飲玉もびて、御頸の璵を解して、御口よ含て  
其玉器に唾入き玉ひき、於是其璵器よ著て、從婢  
離てども得放てねば、璵の著ぶら水を汲入き  
て豊玉姫命に進里き、故豊玉姫命其璵を見まし  
て、從婢に若し門の外に人あまやと問玉へば、我  
井上の桂の上に人いまも、甚麗しき壯夫にいま  
も、我君も増多て甚貴し、其人水を乞せらる由る  
に進上しかば、水をば飲玉もびて、此璵をおも唾

入き玉へる、放てどもえを形てば、故よ入きぶら  
ら持參來て進里めと申き、故豊玉毘賣命奇異と  
思ほして、出見て即見感て還入まして、其御父豊  
玉毘古命に、吾門の傍よ麗人有坐と白玉へば、海  
神奇におもほして自ら出見て、此人天津日高  
の御子、虚空津日高にあせ里とばひて、即宮内に  
率入き奉りて、海驢皮の疊八重せ敷亦絶疊八重  
を志きかきね、其上に坐せ奉りて、百取机代物を  
具へて御饗進りて、さて後よ此處よ來ませる御



意を問玉へば、其御兄失よし、鈎を徴する状を具  
に詔玉ひき、是以海神悉に鱮廣物、鱮狹物を、味集  
て、其鈎を、取まる魚ありやと問玉へば、諸魚ども  
皆取らばと白む、唯赤鯛、近頃喉より鯁ありて、物え  
食むと愁て、參來む、必彼を取つらむと申し、故固  
て召て、赤鯛の喉を探りしに、果して失へし、其  
鈎を得き、於是火遠理命に、豊玉毘賣命を、婚奉て、  
三年におるまで、海神宮に、留住玉ひき、一夜火遠  
理命、其初事を、思ほして、一夜大く御歎為玉ひき、

かき御后豊玉毘賣命、其御歎を、きりして、其御父  
白玉を、く三年住玉へども、恒におげのをも、いとも  
あるまじしに、夜中に、大く御歎為玉ひつるに、何の  
所以より、あらむと申し、其御父の大神、其御  
聲の君よ問玉ひく、今且我女の語るを、きけば、三  
年ましませども、恒にお歎かむ事も、無し、よ、夜中  
に、大く御歎為玉ひつと白む、若上津國に、還す  
玉むと、思ほさるらば、我送奉るべしと、申て、即  
彼の鈎を、取出して、進る時に、其綿津見大神、誨玉



えく、此鉤を其兄に返し玉む時に詔玉む状  
ハ、此鉤ハ、湓煩鉤、須々鉤、貧鉤、字流鉤といふて、後  
手に投棄與ひ玉へ、然して其兄高田を作らば、汝  
命ハ下田を營り玉へ、其兄下田を作らば、汝命ハ  
高田を營り玉へ、我水を掌せば、三年の間必ぞ其  
兄貧窮ありあむ、若然したまふ事を怨て攻ふバ、  
鹽盈珠を出して溺らし、若愁請さば鹽乾珠を出  
して活し玉へ、亦其兄海に釣せむ時に、汝命海邊  
よましめて風招爲玉へ、我迅風を起して溺せむ、

如此して惚苦玉へと申て潮満珠、潮涸珠并て兩  
箇を授奉り玉き、於是豊玉姫命其夫命に申玉えく、  
我己に姪めり天神の御子を海中に産奉るべき  
よありば、久らざして産べき時にあてふむ必  
ぞ風浪急峻のらむ日に海邊よ參出む妻がため  
に産室を造り相待玉へと期玉ひきさて綿津見  
大神悉に鯨等を召集めて問玉えく、今天津日高  
之御子、虚空津日高上津國に出幸ませむと誰  
ハ、幾日に送奉りて復命申せむやと告玉へ、各



己が身の尋長のまに、日を限て白を中に、一  
尋和邇僕ハ一日に送奉て還來おむと白せ、故  
其一尋鰐に然らば汝送奉てぬ海中を渡る時  
ふかしおませまつてせと告して、即其鰐の頸に  
乗せ奉て送出奉てき、故終至しごと一日のう  
ちに送奉まき、其和邇返まおむとせし時、火折命  
御佩せる小刀を解玉ひて、其鰐に著て返玉ひし  
故に、其一尋鰐をも今に鈿持神とぞいふ、是以具  
に海神の誨し言の如く爲て、彼鈿を與へ玉ひき、

故御兄其後稍貧くおむて、更に荒心を起して、追  
來る時、潮盈珠を出して溺らせ、愁請せ、潮乾  
珠を出して救ひ、鈿をる日に嘯け、濤逆起、請願  
白せば、波平らぎ、如此して、愍苦玉ふ時に、其御兄  
火須勢理命誓首白く、僕ハ今よ、以後汝命の宮  
墻の傍を去らぬ、夜晝守護人とおむ、亦俳優民と  
おむて仕奉らむと申き、かき今に至るまで、其溺  
奉る、於是豊玉毘賣命果して、先よ期しごと、濤風  
を冒して、參出來ませと、故其海邊の波限に、鵜羽



を葦草として、産室を造り玉ひし其産屋未葦合  
ぬ、御腹忍がごとくあり玉ひけきバ急な産室に  
入玉ひて、御子産ませむとむる時に、其夫命に申  
玉たぐ、厄て海中人子を産ませ、以本國の形よあ  
まて産あり、妾も今本身にあまて産あり、願妾を  
ふ見玉ひもと申玉ひき、らゝに夫命其言を奇と  
おもほして、其方に御子産玉ふを窺窺玉へバハ  
尋鱈に化して、匍匐委蛇き、故見驚畏て遁退玉へ  
ども、御后ハ其窺見玉ひしことを知して、心恥し

したもほして、其御子を産置玉ひて申玉たぐ、妾  
恒ハ海道を通して往來むところを思ひしが、何ど  
て妾願言を聴し玉たぐ、吾産形を伺見玉ひて、我  
に辱見せ玉ひつと大く恨玉ひて、海坂を塞て返  
入玉ひき、さて其産ませる御子の御名を天津日  
高日子波限建鷦葦草葦不合命と稱も、其後豊玉  
毘賣命其夫命の伺見玉ひし御情を恨つ、も戀  
しきにえ忍玉たぐ、亦其御子の端正しきを聞し  
て、其弟玉依毘賣命を遣して治養奉る時に、玉依



姫命に言附て進上る御歌あられたまはひのまは  
あまといひといひいへどきみのがとをひし、たふとく  
ひまゆで、於是其夫日子火々出見命答玉へる御  
歌あまのとを、かものづくしまに、まごのあなし、いと  
とわもまじよおふとごとくに、其後彦火々出見命  
久しく高千穂宮ま坐まして崩ましぬ、故日向の  
高屋の山上の御陵に葬奉まき、  
天津日高日子波限建鷦草葺不合命もの御嬢  
玉依毘賣命に御合玉ひて、産ませる御子の御名

い五瀬命次は稲氷命次に御毛沼命次に若御毛  
沼命亦の御名は神倭伊波禮毘古命其後彦波瀲  
武鸕鷁草葺不合尊は久しく西列宮に坐まして  
崩ましぬ、故日向の吾平山上の御陵に葬奉まき、



明治二十八年一月十日印刷  
同年同月十五日發行


非賣品

撰者 兼印  
刷發行者

小原實風

岩手縣平民  
陸中國東和賀郡谷村  
大字谷内三番戶







特35  
824

014226-000-9

特35-824

神典抄

小原 実風/著

M28

ABB-0554

